

平成十年総理府令第六十八号

被災者生活再建支援法施行規則

被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第三条第一号及び第二号、第十二条第三項、第十二条第一項及び第二項並びに被災者生活再建支援法施行令(平成十年政令第三百六十一号)第三条第一号、第二号及び第六号、第四条第一項第一号及び第二号並びに第六条の規定に基づき、並びに被災者生活再建支援法を実施するため、被災者生活再建支援法施行規則を次のように定める。

(令第四条第一項の内閣府令で定める書面)

第一条 被災者生活再建支援法施行令(以下「令」という。)第四条第一項の内閣府令で定める書面は、当該自然災害の発生時における当該被災世帯に属する者の数を証する書面とする。(指定の申請)

第二条 被災者生活再建支援法(以下「法」という。)第六条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一、名称及び住所並びに代表者の氏名

二、事務所の所在地

三、役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

四、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二、前項の申請書には、次に掲げる書面

三、役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

四、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

五、法第七条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画書

六、法第七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

七、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

八、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

九、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

十、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

十一、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

十二、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

十三、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

十四、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

十五、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

十六、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

十七、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

十八、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

十九、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

二十、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

二十一、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

二十二、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

二十三、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

二十四、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

二十五、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

二十六、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

二十七、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

二十八、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

二十九、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

三十、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

三十一、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

三十二、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

三十三、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

三十四、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

三十五、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

三十六、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

三十七、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

三十八、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

三十九、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

四十、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

四十一、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

四十二、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

四十三、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

四十四、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

四十五、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

四十六、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

四十七、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

四十八、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

四十九、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

五十、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

五十一、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

五十二、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

五十三、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

五十四、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

五十五、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

五十六、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(資金の繰入れ及び融通)

第八条 支援法人は、支援業務特別勘定から支援法人が設けるその他の勘定(以下本条において「その他の勘定」という。)へ、又はその他の勘定から支援業務特別勘定へ資金の繰入れをしてはならない。

2 その他の勘定から支援業務特別勘定への資金の融通は、融通する勘定から支援業務特別勘定への貸付けとして整理するものとする。

(事業計画書等の提出)

第九条 法第十二条第一項前段の規定による事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

2 前事業年度の予定貸借対照表

一、前事業年度の予定貸借対照表

二、当該事業年度の予定貸借対照表

三、前二号に掲げるもののほか、当該収支予算書の参考となる書類

2 前項の事業計画書には、支援業務に関する計画その他の必要な事項を記載しなければならない。

1 第一項の收支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

2 支援法人は、事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときは、法第十二条第一項後段の規定により遅滞なく変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が第一項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

3 支援法人は、事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときは、法第十二条第一項後段の規定により遅滞なく変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 支援法人は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 支援法人は、支援業務特別勘定の予備費を使用したときは、速やかにその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類をもつてするものとする。

(予備費)

2 支援法人は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 支援法人は、支援業務特別勘定について前項の規定による繰越しをしたときは、当該事業年度終了後二月以内に、繰越し計算書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項の繰越し計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該繰越し計算書に繰越しに係る経費の予算現額並びに当該経費の予算現額のうち支出決定済額、翌事業年度への繰越し額及び不用額を記載しなければならない。

(事業報告書等の提出)

2 支援法人は、支援業務特別勘定について前項の規定による繰越しをしたときは、当該事業年度

<p>イ 支出予算額 前事業年度からの繰越額 予備費の使用の金額及びその理由</p> <p>ロ 支出予算の現額 支出決定済額 ト 翌事業年度への繰越額 ト 不額</p>
<p>(会計規程)</p> <p>第十四条 支援法人は、その財務及び会計に關し、法及びこの府令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。</p> <p>支援法人は、前項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この府令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この府令の公布の日から平成十一年三月三十一日までの間は、第五条第一号中「知的障害者更生相談所」とあるのは「精神薄弱者更生相談所」と、「知的障害者」とあるのは「精神薄弱者」とと、別表の七の項の第一欄及び第三欄中「高等学校、中等教育学校」とあるのは「高等学校」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (平成二年八月一四日総理府令第一〇三号)</p> <p>この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年三月三一日内閣府令第二七号)</p> <p>この府令は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年三月四日内閣府令第一五号)</p> <p>この府令は、平成十七年三月七日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年六月二二日内閣府令第七七号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この府令は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この府令による改正後の被災者生活再建支援法施行規則（以下「新規則」という。）は、平成十六年四月一日以後に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金について適用し、同日前に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、なお従前の例による。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日前に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯のうち、同日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示を受けた者であつて、同日以後に、当該指示に係る地域（同日以後に同条第四項の規定による避難の必要がなくなった旨の公示があつた地域に限る。）において自立した生活を開始する者又は当該地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになつたことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、新規則の規定を適用する。</p> <p>附 則 (平成一九年一月三一日内閣府令第一五号)</p> <p>この府令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年一二月二二日内閣府令第八五号)</p> <p>この府令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十四号）の施行の日（平成十九年十二月十四日）から施行する。</p>